

美郷町地域振興券換金方法

使用された振興券については、取扱店の皆さまが次の取次金融機関で換金手続きをしていただくことで、町から換金代金が振り込まれます。

1. 取次金融機関

- (1) 秋田銀行美郷支店 (2) 北都銀行美郷支店 (3) 羽後信用金庫美郷支店
(4) 秋田おばこ農業協同組合千畑支店 (5) 秋田おばこ農業協同組合六郷支店
(6) 秋田おばこ農業協同組合仙南支店 (7) 秋田ふるさと農業協同組合金沢支店

2. 換金代金振込スケジュール (案)

回数	振込予定日	換金受付期間
1	令和4年 5月11日(水)	令和4年 4月 4日(月) ~ 令和4年 4月15日(金)
2	令和4年 5月25日(水)	令和4年 4月18日(月) ~ 令和4年 5月 6日(金)
3	令和4年 6月15日(水)	令和4年 5月 9日(月) ~ 令和4年 5月27日(金)
4	令和4年 7月 6日(水)	令和4年 5月30日(月) ~ 令和4年 6月17日(金)
5	令和4年 7月27日(水)	令和4年 6月20日(月) ~ 令和4年 7月 8日(金)
6	令和4年 8月17日(水)	令和4年 7月11日(月) ~ 令和4年 7月29日(金)
7	令和4年 9月 7日(水)	令和4年 8月 1日(月) ~ 令和4年 8月19日(金)
8	令和4年 9月28日(水)	令和4年 8月22日(月) ~ 令和4年 9月 9日(金)
9	令和4年10月19日(水)	令和4年 9月12日(月) ~ 令和4年 9月30日(金)
10	令和4年11月 9日(水)	令和4年10月 3日(月) ~ 令和4年10月21日(金)
11	令和4年11月30日(水)	令和4年10月24日(月) ~ 令和4年11月11日(金)
12	令和4年12月21日(水)	令和4年11月14日(月) ~ 令和4年12月 2日(金)
13	令和5年 1月18日(水)	令和4年12月 5日(月) ~ 令和4年12月23日(金)
14	令和5年 2月 8日(水)	令和4年12月26日(月) ~ 令和5年 1月20日(金)

※換金代金振込スケジュールは変更となる場合があります。

※換金方法の詳細については、取扱店登録後にお知らせします。

取扱店登録申込先・問い合わせ先



美郷町商工会

Tel:0187-84-0560 Fax:0187-84-0565



美郷町商工観光交流課

Tel:0187-84-4909 Fax:0187-85-2107

美郷町地域振興券取扱店を募集します

美郷町では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、更なる町内経済の回復を支援しつつ、住民生活を支援するため、下記の世帯に対して、美郷町地域振興券（振興券）を給付します。

裏面のおとり振興券取扱店を募集しますので、多数の店舗のご参加をお待ちしています。

美郷町地域振興券（振興券）とは・・・

1. 給付対象世帯

令和3年12月10日現在で美郷町の住民基本台帳に記録されており、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（※）」の対象外となった世帯

2. 給付額

1世帯あたり振興券1セット10,000円分を給付します。

【振興券1セットの内訳】

①地域振興商品券 2,000円（400円×5枚）

→地域振興商品券取扱店におけるさまざまな取引に使用できます。

②地域振興飲食券 2,000円（400円×5枚）

→地域振興飲食券取扱店におけるさまざまな取引に使用できます。

③地域振興サービス券 2,000円（400円×5枚）

→地域振興サービス券取扱店におけるさまざまな取引に使用できます。

④地域振興共通券 4,000円（400円×10枚）

→地域振興共通券取扱店におけるさまざまな取引に使用できます。

※地域振興券取扱店区分等の詳細については、裏面をご参照ください。

3. 給付時期

令和4年3月下旬より対象世帯の世帯主宛てに振興券を簡易書留で郵送します。

4. 使用期間

令和4年4月1日（金）～令和5年1月13日（金）

（※）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

■給付対象世帯

令和3年12月10日現在で世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 など

■給付額

1世帯あたり10万円



美郷町地域振興券取扱店の

募集概要は裏面をご確認ください。

美郷町地域振興券取扱店募集概要

- 対象者 町内において事業所、店舗等を有する事業者。ただし、次に該当する事業者は除く。
- (1) 次ページの「《美郷町地域振興券の取扱い》(2)」で定める振興券の使用対象にならないもののみの取引、商品を取り扱う事業者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団員の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団員の維持もしくは運営に協力し関与するもの
 - (3) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの
 - (4) 法令又は公助良俗に反するもの
 - (5) その他、町が適当でないと認めたもの

■美郷町地域振興券取扱店区分

振興券取扱店区分	取扱券種	対象店舗	業種例
① 地域振興商品券取扱店	地域振興商品券	主に小売業を営む店舗	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品小売業、衣料品・生活用品小売業、燃料小売業・ガソリンスタンド、医薬品・化粧品小売業 など
② 地域振興飲食券取扱店	地域振興飲食券	主に飲食業を営む店舗	食堂、レストラン、喫茶店 など
③ 地域振興サービス券取扱店	地域振興サービス券	① 地域振興商品券取扱店の対象店舗及び② 地域振興商品券取扱店の対象店舗を除く、町民向けサービスを営む店舗	宿泊業、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、自動車整備業、建築工事業、デザイン業、タクシー業、代行業、写真業、教養・技能教授業（音楽、書道、そろばん、スポーツ）、はり・きゅう・マッサージ・柔道整復師など
④ 地域振興共通券	地域振興共通券	地域振興券取扱店に登録された全店舗	

※①～③は、1店舗1区分の登録となります。複数の業種を行う店舗の場合は、主たる業種を一つ選び、お申し込みください

※④は、①～③の全ての店舗を登録します。

■申込方法 申込用紙に必要事項を記入のうえ、美郷町商工会または美郷町商工観光交流課へお申し込みください。（申込用紙は町商工会、町ホームページからダウンロードできるほか、町商工会、町商工観光交流課に備え付けています。）

※美郷町プレミアム応援券取扱店に登録された事業者は、美郷町地域振興券取扱店としても登録しますので、申込用紙の提出は不要です。

■申込期限 初回申込期限：令和4年2月24日（木）

追加申込期限：令和4年11月30日（水）

※初回申込期限までに申し込み、登録となった事業者は、町商工会及び町ホームページへの掲載のほか、対象世帯に配布するチラシに取扱店として掲載します。

※初回申込期限を過ぎて申し込み、登録となった事業者は、ホームページへの掲載のみとなります。

■手数料等 登録費用及び換金手数料は 無料 です。

■登録 取扱店として登録した場合は、取扱店登録証や振興券の換金方法等を送付します。

《美郷町地域振興券の取扱い》

(1) 遵守事項

- ア 地域振興商品券は地域振興商品券取扱店で使用できる。
- イ 地域振興飲食券は地域振興飲食券取扱店で使用できる。
- ウ 地域振興サービス券は地域振興サービス券取扱店で使用できる。
- エ 地域振興共通券は地域振興共通券取扱店で使用できる。
- オ 使用金額が振興券の額面に満たない場合でも釣銭は支払わないものとする。
- カ 振興券を現金に換金することはできない。
- キ 使用期限を過ぎた振興券は無効とする。

(2) 使用対象とならないもの

- ア 不動産や金融商品
- イ たばこ
- ウ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- オ 国税、地方税や使用料などの公租公課
- カ その他、町が適当でないと認めたもの

《取扱店の責務》

- (1) 取引において振興券の受取りを拒まないこと。ただし、振興券の破損、汚損等の程度が大きい場合はこの限りではない。
- (2) 振興券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 町と適切な連携体制を構築すること。